破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２７８号
北海道二海郡八雲町東町222番地13　コーポ山家205号室
債務者　金丸　貴志
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６７号
山形県東村山郡中山町大字岡206番地９、前住所山形県東村山郡中山町大字長崎100番地２
債務者　木村　留美
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３９号
和歌山県田辺市上屋敷１丁目11番17号
債務者　植野　敦至
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第６０７号
北九州市小倉北区片野４丁目19番５－805号
債務者　千原　終出
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０８号
北九州市小倉北区片野４丁目19番５－805号
債務者　千原　幸美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６６１号
福岡県中間市中間３丁目９番18号　金元アパート101号
債務者　平田　博昭
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６６２号
（住民票上の住所）熊本県玉名市岱明町下前原324番地
債務者　森川　幸子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２７４号
愛知県安城市姫小川町舘出161番地　事業団住宅２－108
債務者　山中　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６７号
三重県伊勢市上地町4794番地11
債務者　小野田勝敏
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第６２号
島根県出雲市斐川町出西3706番地２
債務者　佐藤　幸也
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第９７号
福岡県行橋市大字寺畔92番地３
債務者　宮木美由樹
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５５４号
埼玉県坂戸市薬師町35番地10　アイシークレフォート203号室、前住所埼玉県鶴ヶ島市脚折町４丁目15番33－407号　日神パレステージ坂戸
債務者　松前　尚行
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５７３号
埼玉県狭山市鵜ノ木７番10号　鵜ノ木台団地107
債務者　空谷　浩二
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８９号
山形県米沢市御廟２丁目３番46号
債務者　櫻井　明美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１５６号
茨城県筑西市飯島101番地４
債務者　須長　政一
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第５２４号
埼玉県飯能市大字中居74番地６
債務者　武藤　春美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５７５号
埼玉県川越市大字的場2229番地12
債務者　佐々木泰広
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４２３４号
大阪府東大阪市西石切町２丁目６番27号105
債務者　三浦　卓二
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部